

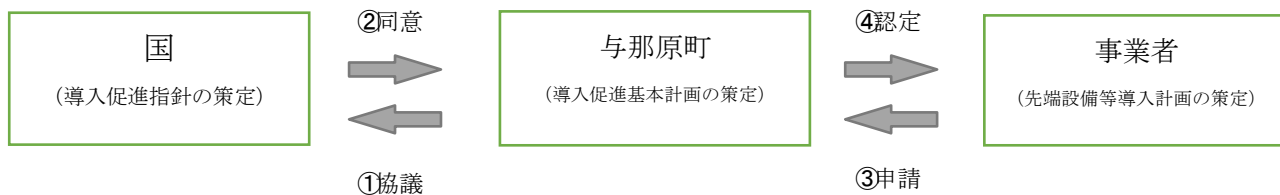
生産性向上特別措置法に基づく導入促進基本計画

与那原町では、生産性向上特別措置法に基づく導入促進基本計画を策定し、平成 30 年 6 月 25 日付けで国の同意を得たので公表します。

○生産性向上特別措置法の概要

国では生産性向上特別措置法の制定し、今後 3 年間で集中投資期間と位置付け、中小企業の生産性革命を実現するための設備投資を支援することとしております。

本制度では国の策定する指針に基づき、町が「導入促進基本計画」を確定し、国から同意を得ます。その後、制度活用を考えている事業者が、町の「導入促進基本計画」に合致する「先端設備等導入計画」を策定し、町の認定を受けることで、固定資産税の特例、国の各種補助金（ものづくり補助金、持続化補助金等）の優先採択などの支援を受けられます。



詳しくは中小企業庁のホームページをご覧ください。

⇒[中小企業ホームページ（生産性向上特別措置法による支援）](#)

○与那原町の導入促進基本計画

⇒[与那原町の導入促進基本計画](#)

- ・労働生産性に関する目標：年平均 3% 以上向上すること。
- ・対象地域：町内全域
- ・対象業種・事業：すべての業種及び年平均 3% 以上向上すると見込まれる幅広い事業。
- ・導入促進基本計画の計画期間：国が同意した日から平成 32 年度（平成 33 年 3 月 31 日）まで。
- ・先端設備導入計画の計画期間：3 年間、4 年間、5 年間

○与那原町における固定資産税特例率

与那原町における本制度による固定資産税の特例率は、ゼロとします。（平成 30 年 6 月与那原町税
条例改正、6 月 6 日施行）

※特例適用開始から最初の 3 年度分、当該設備の固定資産税（償却資産）がゼロとなります。4 年目か
ら通常の税額。

お問い合わせ

観光商工課 TEL：098-945-5323 FAX：098-946-6074